九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

”PALLIUM”考 : 起源より教会法的制度化に至る迄

河井田, 研朗

https://doi.org/10.15017/2244139

出版情報：史淵. 99, pp.105-129, 1968-01-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

“PALLIUM” 考

——起源より教会法的制度化に至る迄——

河井田研朗

Ⅰ、序
Ⅱ、起源・形態・出自
Ⅲ、付与の年代と地理的分布
Ⅳ、起源より Gregorius I に至る迄の変遷
Ⅴ、結

Ⅰ 序

本稿は、ローマ・カトリック教会の大司教用肩衣（pallium）に関して、起源より教会法的制度としての成立をみるに至る迄の変遷を考察し、以て中世教会の教階制（hierarchia）[1]成立の一側面を明らかにせんとするものである。

カトリック教会の特色の一つが、教皇を中心とする一元的な教階制組織[2]にあることは改めて指摘する迄もないが、このような組織が整備と完成を迎えるのは、所謂「グレゴリウスの教会改革」以降十三世紀初頭の Innocentius III に至る時代である[3]。この時期に教皇が、ローマ教会の組織を結合するため利用した制度的手段は、exemption[4], serment[5], pallium の三つであった[6]。就中教皇と地方教会の首長とを結びつける媒介手段となったものは pallium である。Decretalium Gregorii IX Compilatio によれば、pallium は、「大司教の名称」(nomen archiepiscopalis) と共に、「司教職の完結」(plenitudo pontificalis officii) を包含するものであったからである[7]。従って史家は、史料中に pallium

の名を見出す場合、一般にはそれを以て直ちに当該教会とローマとの結合関係か、或いはそこに一定の教階制的組織の証左をみるのが普通である。

然るに pallium は前記の二手段と異り、[8]中世盛期に至る迄起源より既に五百年以上を経過しており、当然、概念的にも、機能的にも何らかの変化があったことを予測せしめる。それ故、この間の変遷を跡づけ、確定することなくしては、pallium を以て直ちに教階制の存在乃至発展の指標とすることは困難であると云わねばならない。

もとより、pallium の変遷に関しては、十七世紀の Du Cange、[9] Thomassin[10] 以来の研究史があり、今世紀に入ってからも Duchesne[11] や、Leclercq[12] 等の研究によって変遷の主要段階は理論的に或る程度解明されている。[13] けれども、その主要段階の区分には、Corpus juris canonici 中の概念をそのまま適用するか、さもなければ政治史的に重要な事件をもって指標としていたのである。然るに一九三四年 Grierson は、八七八年に Arles 大司教に付与された pallium の評価をめぐって対立していた多くの政治史的な解釈をすべて斥け、[14] 改めて pallium 概念の発展史の確定と、そのために必要な関係文書間の系統別・時代別の厳密な比較検討の重要性を示唆したのである。蓋し、教会制度においては、しばしば用語法は同一でありながら、その法的概念は時代と共に微妙に変化していくことが多々あるからである。しかし Grierson の研究も前記の限界内にとどまっており、[15] pallium 概念の変化を全体的に厳密に確定する試みは未だ行われていない。[16]

教会制度には又、法的概念は確定されていながら、その具体的な機能の働きについてはよく判らない例も多い。pallium 研究もその例外ではない。近年、教会制度史の社会学的な研究を精力的に推進している Le Bras 教授が、[17] この種の教階制の各段階の威信（prestige）の徽章（insigne）が体現せんとした効果、或いはそれが民衆に与えた影響の充分なる解明を要請している所以である。[18]

これらの二つの課題が果された時、始めて pallium はローマ教会と地方教会との結合の達成過程、或いは中世教皇権の形成史を明らかにする指標となり得るであろう。本稿はそのための予備的作業の試みである。このため、次章以下にお

いては、第一に pallium の起源・形態・出自について主として是迄の研究成果を整理し、次いで関係文書の年表作製によって制度の変遷に全体的な見取図を示し、最後に教皇文書の書式の検討と関連事象の分析によって、教会法的概念と具体的機能の両面における発展の歩みを跡づけつゝ、pallium が如何にして教会法的制度へと変化していくに至ったかを追究することにしたい。

註

(1) この語は、広義では聖職者及び一般信者を含む全教会組織を指し、狭義では前者のみ、即ち叙階によって得られた身分 (Ordo) を意味する。この身分には初代教会以来、司教 (episcopus)、司祭 (presbyter)、助祭 (diaconus) の別があつた。聖職者身分とその分化については、カトリック史家とプロテスタント史家の間に長い論争があったが、今日では教義的な観点は別として、史料的解釈は殆んど一致している。前者の見解については、例えば、「カトリック大辞典」の「司教」や、P. Albers, R. Hedde, et P. Jouet, *Manuel d'histoire ecclésiastique*, t. I, Paris, 1939, p. 64 sq. を、後者の見解については、K. Heussi, *Abriss der Kirchengeschichte*, Weimar, 1960, ss. 20-21. を参照。研究の現段階及び参考文献については、H. Feine, *Kirchliche Rechtsgeschichte. Die katholische Kirche*, Köln, 1964, ss 35-46. を参照。

教階制のその後の発展を要約すれば、聖職者身分の根幹は最初から司教にあり、三世紀以降所謂司教教会の成立とその裁治区域たる司教区の劃定化以来、司教教会は益々教会組織の基本単位となった。しかし間もなく司教教会の中でも、ローマ帝国の provincia の首都 (metropolis) のそれが、他の教会に対して或る優越的地位を占めてくる。首都大司教(metropolitanus episcopus)、或いは provincia ecclesiastica の制の成立である(三二五年 Nicaea 公会議 c・4〜6、以降確認)。この制度は、更にそれ以前より存続してきた Roma, Jerusalem, Constantinopolis 等の所謂総大司教の制 (patriarchatus) と結合することによって、広大な地域の教会を包含するピラミッド型の教会組織をつくりあげた。勿論司教教会は依然として教会組織の基本単位たる性格を保持するが、以後は上部に首都大司教、総大司教を戴く、拡大された教階制の網目の中に組み込まれるに至る。以下、教階制とはこのような意味で用いることにする。尚以上の過程については前記の諸書の他に、Daniel-Rops, *L'Eglise des apôtres et des martyrs. Hist. de l'Eglise du Christ*, t. II. Nouv. éd. revue et corrigée. Paris, 1954. 及び J. Gaudemet, *L'Eglise dans l'Empire romain (IVe-Ve s.), Hist. du Droit et des Institutions*

de l'Eglise en Occident, t. III, Paris, 1958. を参照のこと。

（2）この教階制は注（1）に記した如く、元来ローマ帝国の東部で生まれたものであり、西欧くは四世紀末か五世紀初に移植されるのであるが、イタリア、ガリア南部等を除く地域における都市制度の未発達、ゲルマンの侵入等はその順調な発展を許さなかった。これを西欧世界の新状況に適合させ、復興せんとしたのが Gregorius I であり、Charlemagne の典礼革新であるが、全西欧を含むキリスト教世界に教階制が完成するのは、中世盛期に至ってからであると考えられる。

（3）例えば一二三四年 Gregorius IX の公認の下に刊行された Decretalium Gregorii IX Compilatio 中に占める Alexander III と Innocentius III の発行文書の分量を考えよ。

（4）修道会や司教座聖堂参事会等の団体に対する司教の裁治権の行使を禁じ、教皇のみに直属させるものである。

Cf. G. Letonnelier, *L'Abbaye exempte de Cluny et le Saint-Siège*, Paris, 1923; J-F, Lemarignier, *Etude sur les privilèges d'exemption et de juridiction ecclésiastique des abbayes normandes*, Paris, 1937.

（5）十二世紀にすべての大司教に、十三世紀に司教或いは修院長に対して義務づけられた、教皇への服従と忠誠の誓いである。

G. Le Bras, *Institutions ecclésiastiques de la Chrétienté médiévale*, Fliche & Martin, *Hist. de l'Eglise*, t. 12, Paris, 1964, pp. 553-4.

（6）*Ibid.*, この他に教皇文書を通じて、或いは教皇使節 (legatus) を通じて行われる通常の司牧的活動があったことは云う迄もない。

（7）*Decretalia Gregorii IX*, lib. I, tit. VIII, cap. III, (*Corpus Juris Canonici*, Pars II, Graz, 1955).

（8）serment des prélats の初出は、一〇七九年であり (Le Bras, *loc. cit.*,)、exemption も初出は八世紀後半であるが、完全に司教の裁治権を免れるのは十世紀以降になってからである (Letonnelier, *op. cit.*, p. 22)。

（9）Du Cange, *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, VI Band, Graz, 1954, (Ière éd., Paris, 1678), V⁰ 《*pallium*》. これは、年代・地域の差を顧慮することなく関係史料を収集している為、解釈には多くの矛盾が含まれている。

（10）L. Thomassin, *Ancienne et nouvelle discipline de l'Eglise*, (Ière éd., 1676-9) Nouv. éd. revue, corrigée et augmentée par N. André, Paris, 1864, t. II, p. 30 sq. 史料を一応年代別、地域別に整理したのは彼の功績であるが、尚多くの不明な点を残している。

（11）L. Duchesne, *L'Origine du culte chrétien*, 5e éd. revue et augmentée, Paris, 1925, p. 404 sq.

（12）*Dictionnaire d'archéologie chrétienne et de liturgie*, (DACL), t. XIII, Paris,1937, V⁰ 《*pallium*》.

（13）この両者の研究が今日迄の研究成果であると思われる。Cf. *Dictionnaire du Droit Canonique* (DDC), t. VI, fasc.

XXXV, Paris, 1957, V° 《*pallium*》.

(14) Ph. Grierson, *Rostagnus of Arles and the pallium, Eng. Hist. Rev.*, vol. 49, 1934, pp. 74–82.

(15) 彼が実際に行つたことは、Arles 教会に対する Johannes VIII と Gregorius I の文書の比較であり、そこにみられる変化の起源を Nicolaus II に迄遡らせたことにとゞまっている。

(16) 一九五〇年 H. Schmidinger は Benedictus VIII の付与した pallium 文書の真正性を証明した論文の中で、文書形式学 (diplomatique) 的な検討の重要性を指摘するのみである。

Die Palliumverleihung Benedikts VIII für Ragusa, Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung, LVII Band, Graz, 1950, p. 30sq.

(17) 一九五五年以来 *Histoire du Droit et des Institutions de l'Eglise en Occident*. 全二〇巻を彼の監修の下に刊行中である。

(18) Le Bras, *Les problèmes des institutions de la chrétienté médiévale* dans *Rapports du XIe Congrès International des Sciences Historiques*, III, Moyen-Age, Stockholm, 1960, p. 127.

II 起源・形態・出自

1 起源

(イ) 語義

pallium は語義的には「被い」や「帷り」の類を意味し、転じてギリシア哲学者の愛用した短い外套や、ローマの toga の一種を指した。[1] 帝政末より中世に入り、前者の語義から修道女のヴェールや祭壇布を指す用法が生まれ、後者から修道士の衣服や、典礼祭服の一たる pluviale を指す用法が生じたようである。[2] 本稿の対象とする pallium も語義的にはこの系統に属するものであったと考えられる。

(ロ) 東方教会における pallium

典礼祭服としての pallium の出現の年代と場所については、すでに Thomassin が、東方教会で極めて早期に高位聖

職者が pallium と称する典礼衣服を着用する習慣のあったことを指摘している。[3] Duchesne は、この習慣が遅くとも四世紀に遡り得ると述べている。[4] この pallium の性格を示す史料として Thomassin のあげる Liberatus によれば、Alexandria 教会では、司教が亡くなると後継者は遺骸から聖マルコの pallium を得て、正式にその座を受継ぐ習慣があり、[5] 皇帝がこの教会の司教 Paulus を追放した際は pallium を剝奪している。[6] 又 Constantinopolis 教会では patriarcha が辞任する時、pallium を祭壇上に置き、後継者は自らこれを取らねばならなかったことも知られている。[7] これらの記述から pallium が各教会の裁治権（jurisdictio）[8] の象徴となっていたことが推定される。しかし Liberatus は六世紀半ばの史料であり、他の用例にも乏しいので、このような pallium が東方教会に広く一般化していたものか、西欧教会の所謂 pallium と同じものであったか否かは決定し難い。[9]

(ハ) 西欧教会における pallium の出現

西欧教会における典礼衣服としての pallium の出現は、文献史料と造型美術作品との二面から捕捉することができる。

(A) 文献史料にみられる最も早期の例は、教皇 Marcus（三三六年）が、教皇叙階の特権を有していた Ostia 司教に pallium を与えたとする *Liber Pontificalis*（教皇列伝）の記述[10]である。しかし、これは史料としての孤立性と、*Lib. Pont.* のテクスト成立年代から考えてその真正性には多分に疑問の余地がある。[11][12]

これに対して Jaffé-Wattenbach が記載する最古の記録は、教皇 Symmachus が五一三年 Arles 司教に「特別の特権として pallium 使用を許した」（"speciali privilegio palli usum permittit.）例である。[13] 更に五四三年には教皇 Vigilius が与えており、[14] *Lib. Pont.* でも教皇 Felix IV（在位五二六―三〇）が後継者に与えたことを記すなど[15]以下六世紀を通じて記録は増加していく。

(B) 中世初期に遡る造型美術作品の中には、pallium を表現した作例がかなり残っているが、[16] 所謂典礼服として認め得る最古の例は、Leclercq によれば、Ravenna の S. Vitale 聖堂のモザイク画中の Maximianus 像と、S. Apollinare

in classe 聖堂モザイク画中の St. Apollinarius 以下の聖人像である。[17] 前者は有名な Justinianus 皇帝とその随身者を描いたもので、五四七年頃制作されたと推定されており、後者は五三八―四八年頃のものと考えられている。[18] ローマに残る作例としては、S. Agnese fuori le Mura 聖堂の Honorius・Symmachus の両教皇、Venantius の礼拝堂のモザイク画などがある。[19] 前者は六三〇年頃、[20] 後者は六四二年頃[21]の作とされる。尚最近の研究によれば、五世紀の教皇は、dyptique（板絵）に描かれたローマの consul と同じ形の pallium を着用していたことが確認されている。[22] けれども Gaudemet が指摘する如く、[23] 形態の類似がそのまゝこゝで問題としているような特定の内容を具現するものであったか否かは問題である。

結局、以上から云えることは、Leclercq と同様、「遅くとも六世紀の初めからは、典礼用の衣服として確かに pallium は使用されていた」[24]と云うことであろう。

2 形　態

pallium の形態については、文献史料が乏しい為造型美術作品に頼る他なく、[25] 以下主として Leclercq によりつゝ要点を記す。

前述のモザイク画から判断すると、pallium は衣服と云うよりむしろ長い帯状の白布である。この帯は、緩やかに頸の廻りを一廻転して左肩の上で交叉した後その両端を身体の前後にたれている。両端には総がついており、Maximianus の場合は、下端の腰の辺りで切れているが、他の作例では多く膝頭の下辺りまで及んでいる。材質は主としてウールであったと推定されている。止め金はまだ用いられていないが、白布の上には十字の印が一般に四つ附いている。

この形態は八世紀以降多少変化する。変化の第一は是迄左肩からたらしていた帯を、胸の中央からたらすようになったことである。その為に止め金の使用が必要となる。これが第二の変化である。この頃から、典礼用衣服に関する解説書も現われ、[26] その記述は造形美術作品とも一致している。こゝに至って pallium の形態は殆んど完成したと考えることがで

きよう。[27]

pallium の形態において注意すべきことは、ウール・止め金・十字架の三要素である。これは後に象徴化されて、夫々新約聖書にでてくる「主の子羊」、「主のくびき」、「主の十字架」を表わすものと解釈されるようになり、ローマ教会と地方教会をつなぐ上で一つの役割を荷うことになったと思われるからである。[28]

3　出　自

pallium の出自についても Thomassin 以来多くの説が出されているが、いずれも決定的な解答を与える迄には至っていない。

その第一は、Thomassin や Duchesne の主張する皇帝出自説であり、[29] 今日も尚最も有力である。[30] この説によれば、pallium は元来ローマ皇帝の衣服であったものを、皇帝が教皇に与えたものである。その根拠は (i) 所謂「コンスタンチヌスの寄進状」(Donatio Constantini) の中で、皇帝が教皇 Sylvester に「肩被い、即ち皇帝の頸を取巻いている革紐」("superhumerale, videlicet lorum qui imperiale circumdare assolet collum") を与えたと記されていること、[31] (ii) 六世紀の教皇が pallium を付与する際に東ローマ皇帝の許可を求めている例があること、である。しかし、この寄進状の偽作の動機[32]と、皇帝の許可なく付与された例もあることを考慮するならば、これらを史料的根拠として採用することは困難である。

第二の説は、象徴化説とも云うべきもので、旧約聖書に出てくるユダヤの大司祭が着用した典礼用衣服の ephod[33] を象ったものとする説である。[34] Lowrie は、初期のキリスト教美術では、キリストと弟子は常に白衣を以って描かれる約束になっていたので（これも当時 pallium と呼ばれていた）、キリストの権威にあやかる為に形態は全く相違しておりながら、名称だけを残したものと推定しているが、[35] これも一種の象徴化出自説と云えるであろう。この他に、Leclercq は、toga 変形説や、patriarcha 出自説を紹介しているが、[36] 彼自身はそのいずれかに断定を下すことを留保している。

註

(1) Lewis & Short, *A Latin Dictionary*, Oxford, 1962, V⁰ 《*pallium*》.

(2) Niermeyer, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, fasc., 8, Leiden, 1960, V⁰ 《*pallium*》.

この他「被い」の系統を引くものとして、祭壇布、聖体布、タピスリー等の用例が示されている。

Blaise, *Dictionnaire latin-francais des auteurs chrétiens*, revue pour le vocabulaire théologique par H. Chirat, Paris, 1954. も殆んど同様の例をあげている。

(3) Thomassin, *op. cit.*, t. II, p. 85 sq.

(4) Duchesne, *Origines*, p. 409.

(5) 「故人を受けつぐ者が、故人の遺骸を見守り、その頭に自分の右手をのせ、葬られたる（遺骸の）頭より聖マルコのペリウムを両手で受け取り、かくして（後継者が）正当に座を占めることはアレキサンドリア（教会）の慣習である」。（　）内は筆者挿入。

"Consuetudo est Alexandriae, illum qui defuncto succedit, excubias super defuncti corpus agere, manumque dexteram ejus capiti suo imponere, et sepulto manibus suis, accipere collo suo beati Marci pallium, et tunc legitime sedere." (Liberatus, *Breviarium causae Nestorianorum et Eutychianorum*, Caput XX, Migne *PL.* 68, col. 1036).

(6) 「この後皇帝は…助祭ペラギウスを聖なる配下と共にアンチオキアに送り、彼らに…（アレキサンドリア）司教パウルスよりパリウムを剝奪し、彼を追放せんことを命じた」。

"Et post haec misit imperator Pelagium diaconum …Antiochiam cum sacris suis, quibus praecepit ut… Paulo episcopo pallium auferrent, eumque deponerent." (Liberatus, *ibid.*, caput XXIII, *PL.* 68, col. 1046.

(7) Leclercq, *op. cit.*, (DACL) p. 935.

(8) 裁治権とは、教会法的概念としては、教会の指導・行政権力（即ち、立法上、司法上、刑罰上の権力）及び教導権を意味する。「カトリック大辞典」中の「裁治権」の項をみよ。

(9) Duchesne は、東方教会は勿論 Gallia や Hispania でも同様な性格の pallium が一般に使用されたと考え、その例証として五八一年 Mâcon 公会議のカノン6、「司教は pallium なしにミサを敢て唱えてはならない」"Ut episcopus sine pallio missas dicere non praesumat". をあげ、この pallium は後のローマ式のものと同一ではないが類似した形を持つものと解した (*Ibid.*, p. 408, n. 1)。しかし、この結論は少し飛躍しすぎているように思われる。その理由は、この Canon が全く孤立した史料であることと、同じく六世紀の Gallia の公会議の Canon で pallium が修道服を指して用いられていることから考えて (*Concilium Aurelianense*, a. 511, c. 21, "Monachus si in monasterio conversus vel pallium comprobatus fuerit accepisse, et postea uxori fuerit sociatus, tantae praevaricationis

reus numquam ecclesiastici gradus officium sortiatur." *Corpus christianorum. Series Latina*, CXLVIII, A. Turnnolti, 1963, p. 10)′ 直ちにこれを東方教会の pallium に似たものとすることや′ 何らかの形状を推定することは困難だからである。Leclercq はこの pallium をフランス革命迄存続した pallium gallicain と称される衣服の前身であり′ 所謂 pallium と別のものとしている (*op. cit.*, p. 936)。Niermeyer (loc. cit.) はこれを pluviale と解しているが′ いずれにしても絶対的な解釈の決め手を欠いているように思われる。

(10) 「彼（マルクス）は次のことを定めた。即ち′ 司教を叙階するオスチアの司教はパリウムを着用すべきこと′ 及びローマ市の（司教は）同司教によつて叙階さるべきことである」。

"Hic constituit ut episcopus Ostensis qui consacrat episcopum pallium uteretur et ab eodem episcopo urbis Romae consecratetur." (*Liber pontificalis*, XXXV, Texte, Introduction et Commentaire par L. Duchesne, t. I, Paris, 1955, p. 81)

(11) *Lib. Pont.* の première édition の成立については周知の如く′ 七世紀成立を主張する Waitz, Mommsen と′ 六世紀の最初の二五年間であるとする Duchesne との対立があつたが′ 今日では後者がほゞ定説とみなされている。

Cf. *Dictionnaire d'Histoire et de géographie ecclésiastique*, t. XIV, Paris, 1960, V° 《*Duchesne*》.

(12) Duchesne は′ *Origines.* の中では何らの留保もなくこの史料に拠つているが (p. 404)′ *Lib. Pont.* の Note では Ostia 司教の教皇叙階の特権が四世紀以前に遡ることを指摘する一方′ pallium については六世紀前にこれ以外に言及した史料がないことを断わつている (p. 203, n. 3)。これに対し Leclercq は′ この記述は多分地方的伝承より生じたものであろうと推定し′ この史料から確言し得ることは′ *Lib. Pont.* のテクスト成立時にはすでに pallium が存在していたことであるとする (*op. cit.*, p. 931)。

(13) Jaffé-Wattenbach, *Regesta Pontificum Romanorum*, n° 766. 以下 JW. と略記する。

(14) JW., 912.

(15) 「臨終の Felix 教皇は指令によつて自分の後任に′ 彼の大助祭 Bonifacius を当てんことを欲した…こゝに居合せている余の子等たる司祭・助祭・元老院議員及び貴族たちの面前で′ 確に彼に余は pallium を引渡した…」

"Praeceptum papae Felicis morientis per quod sibi Bonifacium Archidiaconum suum post se substituere cupiebat…Cui etiam, praesentibus praesbiteris et diaconis et senatoribus atque patriciis filiis meis quos interesse contigit, pallium tradidi…" (Ms. XXX, 66 de la Bibliothèque capitulaire de Novare, Duchesne, *Lib. pont.*, t. I, p. 282, n. 4.

(16) W. Lowrie, *Art in the Early Church.* 2d edition, revised, 1965, New York, p. 209, 尚′ pallium を含めた服装一般

については、同書二〇六頁以下を参照。

(17) Leclercq, *D. A. C. L.*, p. 932.

(18) 平凡社版「世界美術全集」第十二巻二八八頁

(19) Leclercq, *loc. cit.*

(20) 「カトリック大辞典」第四巻八〇一頁

(21) Lowrie, *op. cit.*, Pl. No. 145a.

(22) Dom Pierre Salmon, *Etude sur les insigne du Pontife*, Rome, 1955. Gaudemet, *op. cit.*, p. 316, n. 3.より引用。

(23) Gaudemet, *ibid.*,

(24) Leclercq, *op. cit.*, p. 932.

(25) 形態の変遷の図例については差当り Lowrie の Pl. 145-51. を参照。

(26) 例えば、Amararius Metensis の *De ecclesiasticis officiis.*

(27) 現行のものは、身体の前後にたれる帯の長さが短かくなり、十字架の数が近世初以来六つに増えている以外殆んど変化していない。

(28) pallium の象徴主義については、Duchesne は更にこれが聖ペトロのマントとみなされるに至ったことを記しており、Leclercq もそのまゝ引用しているが、この問題の検討は他日にゆずりたい。

(29) Thomassin, *op. cit.*, p. 42 sq. 及び Duchesne, *Origines*, p. 405.

(30) Cf. *D. D. C.*, V° 《*pallium*》.

(31) Duchesne は寄進状を八世紀末頃の作と考えているが、今日では八四七—五二年間に作られたとする P. Fournier 説が確定している。Cf. F. Cimitier, *Les sources du droit ecclésiastique*, Paris, 1930, p. 38 et L. Génicot, *Les lignes de faite du Moyen Age*, 2ème éd. revue, Tournai, 1961, p. 175.

(32) 作製目的は教皇権強化の一手段として皇帝と教皇の結びつきを図ることにあった。

(33) Ephod については、フランシスコ会聖書研究所訳「出エジプト記」一六六頁以下の本文と注釈、巻末の附図をみよ。

(34) Leclercq, *op. cit.*, p. 934.

(35) Lowrie, *op. cit.*, p. 209.

(36) Leclercq, *ibid.*

III 付与の年代と地理的分布

教皇が典礼用 pallium を付与する慣行が、遅くとも六世紀前半以来確認されることは、既に述べた。ところで、その Pallium が如何なる性格と機能を有していたか、又如何なる変遷を辿ったかを検討する為には、その前にまず、教皇・司教・大司教と pallium の結びつきが史料的には一体どこ迄確認され得るのか、又その結びつきには年代的或いは地域

的にどれほどの偏差が見られるのかを確かめておくことが必要であろう。そこで筆者は次に掲げる年表を作製してみた。作製の基準は、次の通りである。

(a) Jaffé-Wattenbach 編の「ローマ教皇文書摘要録」[1]中、教皇による pallium 付与を記した文書をすべて摘出した。その真正性に疑問の持たれる文書（epistola spuria）は、Jaffé-Wattenbach にならって十印を付した。

(b) 直接の付与文書以外に、文中の記述から、それ以前に付与されたことが明らかな場合、又付与された後これを辞退した場合の文書も記入しているが、これは()印で区別した。

(c) 横軸に凡その年代と付与した教皇名、縦軸に付与された教会名をとった。教会名の順序は便宜的にイタリアを中心に、東・西の地域から北方に拡げてみた。

(d) 図表中のeは司教、Ae は大司教[2]、Pt は総大司教を表わす。これらの呼称はすべて Jaffé 中の記述による。

(e) 年代の上限は五一三年、下限は一〇五八年である。[3]

この年表はあくまでも Jaffé-Wattenbach に採録された文書に限っているので、これ以外に pallium 付与の事例があったことを否定する訳ではないし[4]、年代の決定に関しても問題が残っている。けれども地方教会関係の全史料を完全に再検討することは筆者の能力・環境からして不可能だと思われるので、一応前述の基準によることとしたのである。従ってこの年表は、一種の全体的な見取図を示そうとするものにすぎないことを予めお断わりしておきたい。

年表の分析は次章にゆずるとして、こゝでは凡そ次のようなことが指摘できると思う。

(イ) pallium の付与は、Gregorius I 以前殆んど Arles 教会のみの特権に限られており、彼によって初めて一般化されたと思われること。彼が付与した数は年表全体を通じて最大である。

(ロ) 七世紀には事実上消滅し、八世紀半ばより復活の兆しが現われるが、多少とも一般的な慣行となるのは九世紀以降

PALLIUM 文書関係年表

年代及び教皇名 / 司教座名	1000										900																						800										700								600				500
	ベネディクトゥス X	ステファヌス IX	ヴィクトル II	レオ IX	クレメンス II	ベネディクトゥス IX	ヨハンネス XIX	ベネディクトゥス VIII	セルギウス IV	ヨハンネス XVIII	シルヴェステル II	グレゴリウス V	ヨハンネス XV	ヨハンネス XIV	ベネディクトゥス VII	ベネディクトゥス VI	ヨハンネス XIII	レオ VIII	ヨハンネス XII	アガピトゥス II	ステファヌス VIII	レオ VII	ヨハンネス XI	ヨハンネス X	アナスタシウス III	セルギウス III	フォルモス	ステファヌス V	マリヌス I	ヨハンネス VIII	ハドリアヌス II	ニコラウス I	レオ IV	セルギウス II	グレゴリウス IV	エウゲニウス II	パスカリス I	レオ III	ハドリアヌス I	ステファヌス II	ザカリアス	グレゴリウス III	グレゴリウス II	ヨハンネス VII	セルギウス I	ホノリウス I	ボニファチウス V	ボニファチウス IV	リグレゴ I	ヨハンネス III	ペラギウス I	ヴィギリウス	シンマクス	Ravenna
												Ae																																						e(e)	e				Milano
																							Ae																											e					Vercelli
																									e																														Pavia
																														e																									Pisa
																																									Ae†														Salerno
		Ae			Ae			Ae, Ae					Ae																																										Bari
							Ae																																																Benevento
		Ae		Ae				Ae,	Ae			Ae		Ae																																									Palermo
																																																			e					Messina
																																																			e					Syracusa
																																																			e					Justinopolis
																																																								Grado
							Pt											Pt,															Pt					Pt				Pt				e										Aquileia
								Ae																																																Ragusa
																												e																							e					Salona
																																																			e					Corinthus
																																																			e					Sevilla
							e																																																Gerunda
																	Ae																																							Ausona
																								Ae										(Ae)																						Narbonne
																														Ae																			e	e		e	e, e	e	Arles
			Ae																																																					Embrun (Ebredunem)
																																Ae					Ae					Ae		Ae†											Vienne
																																																			e					Autun
																											e																												Langre
								Ae																							Ae								Ae																Bourges
																															e																									Le Puy (Aucinum)
																																Ae									e															Nantes
																																									e															Sens
																															e†										e															Rouen
											Ae		Ae								Ae		Ae	Ae					Ae				Ae	(Ae)					(Ae)		e														Dol
																								e																															Reims
					Ae			Ae		Ae							Ae		Ae, Ae											Ae																									Liège (Leodium)
				Ae			Ae								Ae																																								Trier
														Ae													Ae																												Metz
				Ae			Ae																									Ae									e															Mainz
				Ae																Ae								Ae		Ae	Ae												Ae											Köln
								Ae, Ae									Ae																																							Magdeburg
			Ae	Ae		Ae†		Ae†					Ae							Ae		Ae		Ae†	Ae†	Ae†		Ae†				Ae, Ae		Ae	Ae																				Hamburg
				e																																																				Bamberg
							Ae						Ae						Ae											Ae		Ae			Ae	Ae†		Ae																	Salzburg
																Ae†						Ae†														Ae†																			Ae†	Lorch (Laureacum)
	Ae																		Ae																								Ae			Ae	e	Ae			e					Canterbury
							Ae																															Ae	Ae							e									York

であること。

(ハ) 年表全体を通じて特定教会との結びつきの傾向が強いこと。その傾向の第一は、Canterbury 教会やゲルマニアの各教会など、教皇権のイニシアティヴの下で創設された教会に与えられた例が圧倒的に多いことで、第二は、九世紀後半迄イタリア内部の教会に殆んど関係がない点である。

(ニ) 九〜十世紀、ガリア教会への付与数の著しい減少は、(ロ)及び(ハ)の事象と対照して、pallium の付与が世俗権力の盛衰と深い関連を持つことを推測せしめるであろう。

(ホ) 八世紀以降にみられる episcopus（司教）より archiepiscopus（大司教）への呼称の変化は、それ迄のmetropolitanus episcopus が一般的に archiepiscopus[5] と称されるようになったためである。

註

(1) ed., Jaffé-Wattenbach, *Regesta Pontificum Romanorum.* (orig. ed., Leipzig, 1885) Graz, 1956.

(2) ラテン教会においてこの呼称を有する者は、Aquileia と Grado の教会のみであるが、これは所謂五大総司教とは異り、教会法的には何ら特別の意味を持っていなかった。Le Bras, *Institutions ecclesiastiques.*, p. 535, n. 5.

(3) 五一三年は Jaffé（以下 JW と略称）における pallium 史料の確定年代初出の年であるが、十印のついた Lorch 大司教宛の文書は四八一〜五一四年と推定されている（JW. 767.）。

一〇五八年は大体 Gregorius VII の「教会改革」の始まる前とした迄である。これ以降は文書の加速度的な増加と、Jaffé の記述自体に pallium への言及が脱落しているケースがふえているので、便宜的に打切ったものである。

(4) 関係文書が残らなかった場合は云う迄もないが、筆者が確認し得た限りで、既にあげた *Lib. Pont.* 以外に、イギリスに関しては *Anglo-Saxon Chronicle* に、Sens 教会については Oddorandus の *Chronicle* に、こゝにあげた以外の事例が記されている。

(5) この呼称の初出は六世紀頃からであるが）。Le Bras, *Inst. eccl.*, p. 531.）、一般化するのは八世紀以降である（Hedde, *op. cit.*, p. 284）。Jaffé では、七世紀の諸文書における同一人物の呼称が、episcopus になったり、archiepiscopus になったりしている。

VI　起源より Gregorius I に至る迄の変遷

以上で輪郭を明らかにした pallium は、如何なる過程を経て、一つの教会法的な制度へと化していったのであろうか。この問題を解明する為、本章では年表にあげた教皇文書[1]の分析を中心に、その法的概念の形成と機能の変化を追究したい。

1　Gregorius I 以前

最初に、六世紀初に現われた pallium は如何なる性格を持っていたであろうか。典礼用の装飾にとゞまっていたか、或いは何らかの裁治権を体現するものとなっていたか。単なる慣習にすぎなかったか、すでに制度的なものへと変化していたか。後の大司教用パリウムとの関係は如何なるものであったか。これらの疑問に対して通史は、palliumの出現後 Gregorius I に至る迄次第に付与の例が増加することを記すのみで、充分なる解釈を与えていないように思われる。これらの問題を解く為、まず Gregorius I 以前の pallium の追究から始めたい。

前記の作業に必要な史料として第一に考えられるものは、Arles 司教宛の関係文書である。これは内容的に二つの段階に区分することができる。

その第一は、教皇 Vigilius の司教 Auxanius 宛の二通の文書である。[2] まず五四三年の文書は、[3] préambule で適法な司教選出を祝し、dispositif で Auxanius 自身の請求と皇帝の同意により pallium を与えることを記している。[4][5] 次いで五四五年の文書は、[6] préambule で教皇代理（vices nostrae）を委任し、[7] dispositif でその職務内容として司教間の争いの規則通りの裁定、解決不能問題のローマへの報告、司教の教区外旅行に対する許可権と、教皇代理職完遂の飾り

たるべく聖ペトロの権威により、先例に従って pallium 使用を許可すること、を述べている。[8]

これに対し、五四六年の後継司教 Aurelianus 宛のものは、[9] 司教選出に対する祝意の表明と同時に vices を委任し、pallium を付与したもので、[10] 前記二文書の内容を一つにまとめたと云うべきものであり、具体的職務内容も殆んど同一である。この後五五七年の同司教 Sapaudus 宛もほゞ同じ内容になっている。[11] こゝに、六世紀半ばより、Arles においては司教就任（同時に vices 委任）に対する贈物としての pallum 付与と云う慣習が生じてきたものと考えることができるのである。

では、この贈物は Arles の司教職或いは vices の職務・裁治権と何らかの関連を有していたであろうか。その為には pallium 付与の始まる前の文書を検討しなければならない。実は、ローマと Arles 教会との間には長い伝統的な結びつきがあり、四一七年教皇 Zosimus の Arles 司教宛の文書[12]にすでに前記の諸文書とほゞ同じ内容の特権が示されているのである。[13] つまり Symmachus 以来新たに追加されたのは、「教皇代理」の名称と、「飾りの衣服」(habitus decoretis) としての pallium の付与であって、具体的な職務内容には変化がみられないのである。従って Arles 司教の pallium は、確かにガリアにおける vices に栄誉を与えるものではあっても、それ以上の何らかの特権を与えるものであったとは考え難い。

六世紀における Arles 以外の教会に対する唯一の関係文書である、五六八年の Ravenna 司教宛のものも、[14] この推定を裏づけている。この文書は Arles 宛と異り、単に pallium 付与を通告するのみであるが、その根拠について、又その性質について次の如く記している。

「余は過去に司教となれる者に対し、使徒座が常にその承諾を与えてきた都市において、神の慈悲を受けて聖なる職位の輝きを受けたる人々を pallium の被いで飾ることが ratio に適したることを認める……」。[15]

この記述は、或る教会に対しては pallium が慣習的に与えられていること、且つそれは司教職の飾りであることを示

しているものと解される。更に "Sicut decessores tui habuisse noscuntur". の句は、この慣行が Ravenna 教会にあったことを明示している。この他、Messina, Syracusa, Palermo 等の教会にも同様な慣習があったことを、次項で検討する Gregorius I の文書が報じているので、イタリアでは関係文書は残っていなくても、pallium の付与がかなり広く行われていたらしいことが判る。

以上から次の如く結論することができよう。即ち、六世紀末頃迄教皇の付与した pallium は、確かに司教の権威を飾るものであった。それは次第に司教就任と結合した贈物となっていった様であるが、未だ慣習的な贈物であって、特定の裁治権を象徴したり、他の司教に対する優越をもたらすものであったとは思われない。受領者が、ガリアでは vices たる Arles 司教のみであり、イタリアでは metropolitanus たる Ravenna, Palermo 等の司教と共に、単なる司教にすぎない Syracusa 司教などが混合していることを考えるならば、これらの受領者に共通した、統一的な裁治権乃至職位（honor）を想定することは困難だからである。又 pallium の使用規定が全くみられないことも、これが未だ特別な「衣服」になっていないことを示すように思われる。

2　Gregorius I と pallium

前記の如き pallium に対して、ローマと地方教会の絆を強化する為努力した Gregorius I は如何なる寄与を行ったであろうか。

(A)　その第一は付与数の増大である。この数は中世前期の諸教皇を通じて最大であり、対象となるものも Autun, Sevilla, Canterbury などイタリア以外の司教にも拡がり、pallium が或る程度一般的な慣習となったことを思わせている。[16] もっとも、その内容を検討すると、多くは以前から付与の慣習があったと思われる教会である。既にみた Ravenna は別としても、多くの文書にみられる「旧き慣習の秩序を考慮して pallium の使用許可を決定した」（"antiquae consuetudinis ordine provocati,...pallii usum praevidimus concedendum."）[17]、「汝の先任者に余の先任者が使用を許し

た如く」("sicut praedecessores vestri usi, concedentibus nostris praedecessoribus[18]") の如き表現は、そのことを示している。特に五九九年、ローマに記録がない為、Vienne 教会に pallium の付与を拒否した例は[19]、前述の推定を裏づけてくれる。

しかし Autun[20] や Canterbury の如く、慣習によらず明白に新規に付与された例もある。いずれも後に検討する如く、新しい特権を設定しており、Vienne 司教宛の文書の記述とは明らかに矛盾している[21]。このことは、pallium をめぐる慣習がこの教皇の治世中に変化したことを示す一つの証左である。とにかく旧き慣習によると否とを問わず、付与数が増大したことは、この教皇の regesta の影響と相俟って[22]、九世紀以降の教皇文書に、「Gregorius I によって認可された如く」("Sicut a beato praedecessore nostro Domino Gregorio hujus almae sedis praesule sancitum est,[23]") の表現を生みだす一方、Gratianus の Decretum において、pallium 関係の canons の大部分を、この教皇に依拠させることになった所以[24]を物語っているように思われる。

(b) 第二は、付与数の増加と関連して生じた関係文書の formula 化の兆しである。代表的な例は、五九五年の Ravenna 司教宛のものである[25]。この文書はまず (i)「使徒座の仁慈により、且つ旧き慣習の秩序を考慮して」("Apostolicae sedis benevolentia et antiquae consuetudinis ordine provocati,")、(ii)「当該教会を裁治する務めを引受けることの確定した」者に ("fraternitati tuae, quam in Ravennati Ecclesia gubernationis suscepisse constat officium,[26]")、pallium を付与し、(iii) その使用規定と、(iv) 他人の模範となるよう訓戒を述べている。この文書は、Messina, Syracusa, Palermo の各司教宛[27]のものと殆んど同文であり、一種の formula 的なものが生じたものとも考えることができる。しかもこの文書のテクストは、中世前期における教皇庁の書式集であった *Liber Diurnus*[28] 中に採録された pallium 付与文書の書式の第四番目のものと同文である (titulus IV.)。つまり、この文書は pallium 付与文書の一つの典型となったのである。尚前記以外の文書においても表現は異っているが、記載された項目は共通しており、一定した付与手続

が、成立化しつゝあったことを示唆しているように思われる。特に(ii)の「司教就任の確認」と pallium 付与との結合の現象は、pallium の付与が単なる教皇個人の好意による贈物以上の意味を持ち始めたことを示すものであろう。

(C) 第三は、すでに指摘した使用規定の出現と、それを遵守させようとした教皇側の努力である。Ravenna 司教 Johannes 宛の一連の文書は、この過程を明らかにしてくれる。まず五九三年の文書[30]は、先に出された警告に反して Johannes が pallium の慣習的な使用法に違反し続け、且つこれを強弁していることを非難した後[31]、pallium はミサの時のみ使用すべきであって、典礼行列（litania）の為[32]、野外の広場（platea）で用いてはならない[33]、と命じている[34]。翌年の文書は[35]、この命令を不満とする Ravenna 市の要人等の陳情を納れて[36]、特に年に四回だけは行列での使用を許し[37]、「pallium は、教会の子等（一般信者）が中にはいるか、或いは退散してから祭器室（secretarium）で身につけ、荘厳ミサに赴くべきである[38]」としている。五九五年 Johannes の後継者 Marinianus 宛[39]でも、同様な使用規定を述べた後更に「ミサ終了後、祭器室に戻った時はこれを脱ぐよう[40]」念を押している。其他の教会宛の文書では、使用規定はもっと緩やかであるが、「荘厳ミサでのみ着用のこと」と云う一項目だけはすべての文書にみられるのである。

Gregorius I はこのように pallium の使用を、野外行列での禁止は勿論のこと、屋内においてもミサ中のみに限定し、これを強制することによって、その典礼用衣服としての性格を強め、且つこれを以てローマと地方教会をつなぐ斉一的な紐帯に利用せんとしたのではなかろうか。

(D) 第四は、pallium の本質の示現である。その最初の史料は五九九年 Autun 司教 Syagrius 宛[41]のもので、次のように述べている。「確かに彼の衣服に多少のものを与えたと思われるが、余は又次のことをも与えんとするものである。即ち、(Syagrius の) metropolitanus にはすべてを通じて地位と名誉をゆずるも、Autun の civitas の教会は Lyon 教会に次ぐ地位を占むべきこと、且つこの地位と序列を寛大なる余の権威によりて彼が専有すべきこと、である。然して他の司教たちは、彼の叙階の時より、教会会議の座席において、或いは副署において、或いは其他の万事において、彼

(Syagrius) の地位を尊重し、自らは最初に定められた序列を守るべきことを定める。その訳は、すでに述べた如く、pallium の使用（許可）と共に、余が何らかの特権を（与える）義務を負っていることを、すべての ratio の ordo が述べているからである[42]」。この記述は、pallium が未だ名誉的な飾りであり、多少の特権を伴うものではあるが、その特権は、教会会議其他における上席権（préséance）的なものにすぎず、実質的な裁治権は全く意味していないことを明確に示している。

然るにイングランドに派遣された Augustinus 宛[43]の六〇一年の文書は大きな変化をみせている。「主の仁慈と汝の労苦によりて、アングル人の新しき数会が全能なる神の恩恵に浴せしめられるに至った故に、汝がこの教会で荘厳ミサを行う場合にのみ pallium の使用を許可する。そは、汝が汝の支配に服すべき十二人の司教を各地で一人づつ叙階せんが為である。然して London の civitas の司教は、将来常にその管区の教会会議によって叙階され、且つ神の権威によりて余が仕えるこの聖なる使徒の座より honor の pallium を受領すべし[45]」。この後更に文書は、York 司教の選任を命じ、教線の拡大につれ、この司教の下にも十二人の司教を選出すべきこと、且つ彼にも pallium を付与することを約束した上で、Augustinus の死後 London[46] と York の司教は対等な地位を持つべきことを規定している。この文書から次のことが云えよう。即ち (i) アングリア教会の創建と云う事実によって palliumが付与されたこと、(ii) その首長たるが故にそれは Augustinus に与えられたこと。彼は今後十二人の司教の頭となるべく予定されてはいるが、現実には未だアングリアにおける只一人の司教にすぎない。従って彼は今後叙階さるべき司教の頭として、つまり metropolitanus として pallium を贈られたのであり、又その為に pallium を用うべきことが命じられているのである。(iii) 教会組織は、metropolitanus を頭とする教会管区（provincia ecclesiastica）が基本単位であり、各 metropolitanus は平等であり、ローマの司教と直接に結合すべきであり、pallium は、その紐帯であると共に、裁治権の徴である、と云うことである。

この裁治権と pallium の関係については、Angustinus が司牧問題に関して呈した質問に対する教皇の回答[47]がより一層明白に述べている。「ガリアの司教たちに対しては、汝に何らの権威をも与えなかった。何となれば、Arles の司教は、余の先任者たちの時代以来 pallium を受けているからであり、余は彼が受けた権威を少しでも奪うべきではないからである[48]」。こゝにおいて、pallium が単なる慣習的な飾りの衣服から、裁治権を、それも metropolitanus のそれを象徴するものゝと変化したことが確かめられるのである。

註

（1）以下分析を進めるに当って筆者が利用し得た教皇文書は、原則として Migne, *Patrologiae cursus completus ; Series latina* (*PL*). と Mansi, *Sacrorum Conciliorum nova et amplissima collectio.* に採録されたものに限られる。年表にあげた文書中両者に未採録のものは約三割で、その内容は Jaffé で補った。

（2）五一三年の文書（JW. 766.）は、残念乍ら原文を参照し得なかった。

（3）JW. 912.

（4）文書形式学（Diplomatique）では、文書の protocole を除いた texte の部分を次の四つに区分している。即ち préambule（序言に相当する部分）、exposé（文書発行に至る状況の説明部分）、dispositif（主文）、clause finale（主文の補足を行う部分）である。Cf. G. Tessier, *La Diplomatique*, Paris, 1962, p. 41 sq.

（5）"De his vero quae charitas vestra tam de usu pallii, quam de aliis sibi a nobis petiit debere concedi, libenti hoc animo etiam in presenti facere sine dilatione potuimus, nisi cum Christianissimi domini filii nostri imperatoris hoc, sicut ratio postulat, voluissemus perficere notitia, Deo auctore ; …" *PL.* 69, col. 27.

（6）JW. 913.

（7）「貴下の愛情と余の子息たる輝けるキルデベルトゥス王のキリスト教的献身とに対する報いとして、余の代理職をいとも心よく付与する」。

"Sicut nos pro tuae charitatis affectu, et pro gloriosissimi filii nostri regis Childeberti Christiana devotione mandatis, vices nostras libentissima voluntate contulimus,…" *PL.*, 69, col. 27.

（8）"Si quae ergo inter fratres et coepiscopos nostros,… seminante illo auctore ex antiqua iniquitate zizanias, dissentiones emerserint, adhibitis vobiscum sacerdotibus numero competenti, causas canonica et apostolica aequitate discutite, ea modis omnibus prolato judicio finituri, quae Deo placitis decessorum nostrorum pos-

sint regulis convenire. Si qua vero certamina aut de religione fidei, quod Deus aufert, aut de quolibet negotio, quod ibi pro sui magnitudine terminari non possit, evenerint, totius veritatis indagine diligenti ratione discussa, relationis ad nos seriem destinantes, apostolicae sedi terminanda servate : …Nullus ergo de pontificibus tuae per has vices ordinationi commissis, sicut et ad eos data loquitur nostra praeceptio, in longinquis quibuslibet locis audeat proficisci, nisi solemni more, sicut decessore nostro decessori vestro similiter concedente consueverant formatam vestrae charitatis acceperant.…" *PL.*, 69, col. 28.

(9) JW., 918.

(10) 「しかし、余の代理職が前任者たちより何か劣れるものに見えざらん為に、汝に pallium の使用が必要であると考えたので、汝の前任者に余が与えたるが如く、この権威を以て（それを）与える。諸々の慣しとすべての善きものとの飾りが聖ペトロの授けにより汝に欠けざらんことを。」

"Sed ne in aliquo sedis nostrae vicarius minor suis decessoribus videatur, necessarium fore credidimus pallii vobis usum, quemadmodum decessori vestro hactenus dederamus, praesenti auctoritate concedere ; ut morum, et omnium bonarum rerum, vobis beato Petro apostolo suffragante, non desit ornatus." *PL.*, 69, col. 39.

(11) JW. 944. 尚、vicesがArles 教会に対する特権であったことは、これが旧き記憶と教皇庁の記録に基づいて与えられることを述べていることから明らかである。

"Hoc enim antiquitatis memoria docet, hoc etiam Romana testantur scrinia a sanctis patribus et decessoribus nostris tuis decessoribus esse concessum : ', *PL.*, 69, col. 405.

pallium の付与についてもほぼ同様である。「汝に心からの愛情を以て pallium の使用を許し且つこれを送る。それは多くの教会の上に置かれたる汝が光り輝く衣服によって飾られんことを教会のあらゆる位階の人々に知らせる為であり…」

"Usum quoque pallii tibi alacriter affectioseque concedimus, pariter etiam pallium dirigentes, ut in tanti loci fastigio constitutus, praeclaro quoque habitu decoreris scituris omnibus ecclesiastici gradus hominibus,…" *PL.*, 69, col. 406.

(12) JW. 328.

(13) Arles 教会に特権が与えられた理由及びその変遷については、Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, t. I, 2e éd, revue et augmentée, Paris, 1907, pp. 95-136. に詳しい。

(14) JW. 1041.

(15) "Convenire novimus rationi ut eos amictu pallii decoremus, quos in illis civitatibus divina inspirante

misericordia sacerdotii honor illuminat, in quibus hoc etiam illis qui praeteritis temporibus tuere pontifices ab apostolica sede constat esse indultum." *PL*., 77, col. 655.

(16) 年表参照のこと。

(17) Reg. VI, 8, *PL*., 77, col. 801, cf. JW., 1388. これは Messina 司教宛で、この他同じ表現の文書が四通ある。

(18) Reg. V, 62, *PL*., 77, col. 790, cf. JW., 1378.

(19) 「汝からの便りは、汝の教会がかつて使徒座より或る特権を与えられたこと、然して貴教会の昔の聖職者は pallium を使用していたことを述べている。それ故汝が復興されるよう求めたものを、余の教会の記録に見出すよう命じたけれども、何も見出し得なかった。それ故汝等が余に知らせるに足ると思われる書類を見出し得たならば、これを送付さるべきである」。

"Inquit autem a vestra sibi relatum dilectione quod Ecclesiae vestrae quaedam olim privilegia ab apostolica sede concessa sint, atque usum pallii ejus sacerdotes antiquitus habuisse. Quod quia vobis magnopere poscitis reformari, in Ecclesiae nostrae scrinio requiri fecimus, et inveniri nil potuit.… Si qua exinde scripta inveniri potuerint, quae nos valeant informari, huc curae vestra sit transmittere…" *PL*., 77, col. 1043, cf. JW. 1749.

(20) 「汝の請求の熱意により…pallium の使用を汝に決定する」。

"Secundum postulationis tuae desiderium, pallii te usum…praevidimus…" *PL*., 77, col. 1036, JW. 1751.

(21) Vienne と長い対立の歴史を持つ Arles 教会に既に五九五年付与されていたことが、拒否理由の一つであるとも考えられる。

(22) この Regesta は分量が膨大であつたばかりでなく、よく整理されてもいたのである。Cf. R. Aigrain, *Grégoire le Grand, les états barbares et la conquète arabe.* dans *Histoire de l'Eglise* publiée par Fliche & Martin, t. V. Paris, 1938, p. 34.

(23) 例えば Nicolai papae I epistola ad Adelovinum Salzburgensem. *PL*., 119, col. 772, cf. JW. 2681.

(24) 例えば、Dist. C, c. II 以下のカノンをみよ。

(25) JW. 1377.

(26) Reg. V, 61, *PL*., 77, col. 789.

(27) それぞれ、cf. JW. 1388, 1397, 1905.

(28) 「日記」の項で、教皇庁書院最古の書式集。起源は Gregorius I 以前に遡る。今日残る最古の手稿本は九世紀初のもので (Ms. V)、ここで用いた Migne 版の底本となつた Ms. C は今日失われている。

(29) Arles, Autun, Canterbury の各司教宛のものは、かなり異る。

(30) JW. 1259. これは pallium 付与文書ではないが、Johannes がこの文書を受けた時すでに pallium を使用していたこ

とは明らかなので、年表では〇を付した。

(31) Ravenna 司教 Johannes は次の如く書いている。

"Sed beatissimus dominus meus nihil me contra priscam consuetudinem existimet attendasse, quod et a multis et prope ab omnibus civibus hujus urbis attestatur, inter gesta etiamsi aequievisset, et supra scriptus reverendissimus notarius potuerat attestari, quoniam jam de secretario descendentibus filiis Ecclesiae, et ingredientibus diaconibus, ut mox procedatur, tunc primus diaconus episcopo Revennatis Ecclesiae pallium consuevit induere, quo et in litaniis solemnibus uti pariter consuevit." *PL.*, 77, col. 654-5.

(32) 本来は「切なる祈り」の意で、先唱者の祈りに会衆が折り返しを続ける形式の祈りである。普通「連禱」と訳すが、この当時は連禱に伴つて行列が行われていたので、判り易くする為、このように訳してみた。

(33) "Ut enim ea quae superius dixi breviter colligam, admoneo quatenus nisi decessorum meorum munificentia tibi haec per privilegium attributa docueris, uti in plateis pallio ulterius non praesumas." *PL.*, 77, col. 652.

(34) Gregorius I は、このようなやり方は全 metropolitanus の慣習であると述べているが、当の Johannes 自身が注(31)にみる如く、違反した覚えなしと主張し、自己の行動の典拠として教皇 Johannes III の文書 (JW. 1041.) を添えていることは、この使用規定に初めて言及したのが、少くともその励行を強制したのは、Gregorius I 自身であったことを推測させる。

(35) JW. 1326.

(36) "…per excellentissimum patricium et per eminentissimum praefectum, atque per alios civitatis suae nobiles viros importune expetit ut hoc debeat concedi…" *PL.*, 77, col. 732.

(37) 即ち、洗者聖ヨハネ、聖ペトロ、殉教者聖アポリナリスの各祝日と、自分の叙階記念日の四日である。

"…usum pallii,…in litaniis solemnibus, id est die natalitio beati Joannis Baptistae, beati Petri apostoli, et beati Apollinaris martyris, atque in ordinationis vestrae celebratione concedimus." *ibid.*, col. 733.

(38) "In secretario vero secundum morem pristinum, susceptis ac dimissis Ecclesiae filiis, induere vestra fraternitas pallium debeat, atque ad missarum solemnia ita proficisci,…" *ibid.*

(39) JW. 1377.

(40) "…peractis vero missis, idem in salutatorio rursum curabis deponere." *PL.*, 77, col. 789.

(41) JW. 1751.

(42) "Cuius ne indumenti munificentiam nudam videamur quodammodo contulisse, hoc etiam pariter prospeximus concedendum, ut metropolitae suo per omnia loco et

honore servato, Ecclesia civitatis Augustodunae, cui omnipotens Deus praeesse te voluit, post Lugdunensem Ecclesiam esse debeat, et hunc sibi locum et ordinem ex nostrae auctoritatis indulgentia vendicare. Caeteros vero episcopos secundum ordinationis suae tempus, sive ad consedendum in concilio, sive ad subscribendum, vel in qualibet alia re sua attendere loca decernimus, et suorum sibi praerogativam ordinum vendicare, quia omnino rationis ordo nos admonet ut cum usu pallii aliqua simul sicut diximus, largiri privilegia debeamus. *PL.*, 77, col. 1036.

(43) 彼のイングランド派遣については、P. Batiffol, *Saint Grégoire le Grand*, Paris,1931, pp. 173-83. R. Aigrain, *op. cit.*, pp. 279-89. 等を参照。

(44) JW. 1829.

(45) "Et quia nova Anglorum ecclesia ad omnipotentis Dei gratiam eodem Domino largiente, et te laborante perducta est, usum tibi pallii in ea ad sola missarum solemnia agenda concedimus, ita ut per loca singula duodecim episcopos ordines, qui tuae subiaceant ditioni, quatenus Lundoniensis civitatis episcopus semper in posterum a synodo propria debeat consecrari, atque honoris pallium ab hac sancta et apostolica, cui Deo auctore deservio, dede percipiat." Bedae *Historia ecclesiastica gentis Anglorum.* L. I, c. 29 (The Loeb Classical Library, p. 158).

(46) Gregorius I は教皇庁に残る古記録に基づいてロンドンをアングロ・サクソン教会の metropolis を考えたのであるが、Augustinus が教会を建てたのは、Dorovernum であり、これが後に Canterbury (Kent 族の邑) と称されるに至ったのである。

(47) この書簡の日付は、Beda では pallium 文書の前に配列されているが、Jaffé-Wattenbach では後になっている (JW. 1843)。

(48) "In Galliarum episcopis nullam tibi auctoritatem tribuimus, quia ab antiquis praedecessorum meorum temporibus pallium Arelatensis episcopus accepit, quem nos privare auctoritate percepta minime debemus.', Beda, *op, cit.*, l. I, c. 27, (Loeb., p. 128).

V　結

以上から凡そ次の如く結論できよう。

(i) Gregorius I に至る迄 pallium は、イタリア各地の教会に慣習的に司教職の飾りとして贈られており、同教皇自

身も同じ慣習をうけついでいる。

(ii) しかしながら、同教皇は、或いは pallium 付与の数的増大により、或いは文書形式の整備により、或いは又使用規定の遵守の強制によって、或る程度迄これを斉一的な制度へ変えていこうとしたものと考えられる。

(iii) 最後に同教皇は、確かに彼自身の発意により、pallium に新しい本質規定と機能を与え、metropolitanus の裁治権の徴としようとしたのであった。こゝにおいて pallium は、単なる飾りから、一つの教会法的制度として位置づけられるに至ったものと考えることができよう。

しかしながら、この裁治権の象徴化への明確なる志向は、あくまでも教皇治世の晩年における一つの試みにすぎなかったことを確認しておかなければならない。

pallium がローマ教会と地方教会とをつなぐ真に普遍的な教会制度の一つとして、全西欧世界に確立し、完成を迎えるに至る迄には尚多くの年月を必要としたが、この過程の追究には後日の検討を期したい。

LE PALLIUM

Des origines à l'époque de Grégoire le Grand

Kenro KAWAIDA

Nous avons, pour but, d'examiner l'évolution du pallium des archevêques depuis son origine jusqu'à l'époque de Grégoire le

Grand. En même temps, sera mis en lumière un aspect du développement de la hiérarchie dans l'Eglise du Moyen-Age.

Depuis l'âge de Du Cange et de Thomasisn, les nombreuses études ont été publiées sur le pallium, cependant toutes, pour en définir la nature, puisaient leur définition dans le *Corpus Juris Canonici.*

Ph. Grierson dans son article sur le pallium des évêques d'Arles publié dans *English Historical Review* en 1934, mentionne que pour arriver à définir la nature du pallium, il faudrait une étude comparative rigoureuse, l'autre, des Documents Pontificaux concernant cet insigne. Cependant Grierson n'en étudiait que le cas de l'eglise d'Arles. Il me semblait que cette méthode doit être appliquée aux cas de don de pallium du monde chrétien occidental tout entier jusqu'à l'âge de Grégoire le Grand.

Cette étude examine donc :

1) de résumer des recherches faites jusqu'à présent sur la forme et l'origine du pallium ;
2) de relever de tous les documents pontificaux sur ce sujet contenus dans le *Regesta Pontificum Romanorum* de Jaffé-Wattenbach ;
3) de dresser le tableau de distribution géographique et chronologique des églises ayant reçu le pallium ;
4) de comparer ces documents l'un à l'autre.

Nous en avons conclu qu'avant Grégoire le Grand, le pallium n'était qu'un insigne de prestige ou plutôt, une décoration des vêtements liturgiques de la personne d'évêque. Ce n'est que sous Grégoire le Grand, qu'il apparait pour la première fois comme un symbole de juridiction du point de vue institutionnelle ecclésiastique.